

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

1	「神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例」の一部改正について...	1
2	「神奈川県保健医療救護計画」の改定素案について.....	2
3	「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定素案について	5
4	神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方検討について...	9
5	地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標の策定について	11
6	地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期計画について.....	14
7	「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」(第6次)改定素 案について	19
8	「神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例」 の一部改正について	21

1 「神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例」の一部改正について

医師修学資金貸付制度について、より確実に医師の確保、定着を図るため、条例の一部改正を行うこととしたので、その概要について報告する。

(1) 改正の概要

ア 改正の趣旨

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例は、県の地域医療を担う医師を確保することを目的に、対象となる大学医学部の学生に対し、県内で指定する診療科の業務に従事することを要件に修学資金を貸与し、規定の期間県内で従事することにより返還が免除される。

条例では、臨床研修を受ける病院を県内に限定しているが、やむを得ない事由により、県内で臨床研修を受けることが困難となる場合に対応するため、所要の改正を行う。

イ 改正の内容

やむを得ない事由により、県内で臨床研修を受けることが困難となる場合、県外で臨床研修を受けることができることとし、当該期間は免除要件の従事期間には算入せず、従事期間を繰り延べる規定を追加する。

(2) 今後のスケジュール

令和7年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出
3月 改正条例の公布
4月 改正条例の施行

2 「神奈川県保健医療救護計画」の改定素案について

令和2年10月に改定した「神奈川県保健医療救護計画」について、令和4年7月22日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」及び令和6年能登半島地震での取組等を踏まえ、その内容を改定し、名称を「神奈川県災害時保健医療救護計画」に改め、今般、改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和6年3月 令和5年度神奈川県災害医療対策会議で計画改定を説明するとともに、方向性について議論
10月 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子案を報告
10月 市町村及び関係機関・団体等に意見照会
～11月

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

災害発生時の保健・医療・福祉の連携を強化し、保健医療福祉活動の実効性を高めるため、改定する。

イ 計画の性格

「神奈川県地域防災計画」の医療救護に係る部分及び「神奈川県保健医療計画」の災害時医療に係る部分の個別計画である。

ウ 計画期間

なし

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方

災害時における保健・医療・福祉の連携の重要性が示された厚生労働省通知に対応するため、大規模災害時の保健医療福祉活動について実効性を高めるための体制整備を行うほか、能登半島地震で判明した課題等を踏まえ、本県における災害時の保健医療福祉活動を定めるものとする。

カ 計画改定のポイント

(ア) 保健医療福祉調整本部の新設

- ・ 県災害対策本部の下に、大規模災害時の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、災害発生時に

における保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の一元化を図る。これに伴い、現行の保健医療調整本部は廃止する。

- ・ 被災した社会福祉施設の被害状況の把握及び応急対策等に関する担当部門を新設する。
- (イ) 保健医療福祉調整本部内に I T 化支援担当を新設
 - ・ デジタルツールを活用して、災害発生時の本部内業務の効率化を支援する担当部門を新設する。
- (ウ) 災害発生時の社会福祉施設の被災状況の把握及び対応
 - ・ 被災した社会福祉施設から医療ニーズに関する情報収集を行い、医療支援に繋げる考え方を規定する。
- (エ) 地域における保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析
 - ・ 災害発生時の地域の医療救護活動の本部機能を担う県保健福祉事務所の役割に、被災した社会福祉施設における医療ニーズの把握や、避難所における災害派遣福祉チーム（D W A T）の活動に関わる福祉ニーズ等の把握を追加する。

(3) 改定素案の概要

はじめに

- 1 目的
- 2 基本的な考え方
- 3 本計画が想定する災害

第 1 章 県内の大規模災害における対応

第 1 節 役割と体制

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関等

第 2 節 保健医療福祉活動

- 1 情報の収集と伝達
- 2 保健医療活動チームの活動（現場支援）
- 3 災害派遣福祉チームの活動（現場支援）
- 4 本部支援チームの活動
- 5 傷病者の搬送
- 6 医薬品等・血液製剤の確保
- 7 保健対策
- 8 生活衛生対策

9 防疫対策

10 要配慮者支援

第3節 災害フェーズと主な対応

1 フェーズ1：発災直後（発災直後～およそ1日後）

2 フェーズ2：超急性期（およそ発災1日後～3日後）

3 フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）

4 フェーズ4：亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）

5 フェーズ5：慢性期（およそ発災1か月後～）

第2章 県内の局地災害等における対応

1 局地災害

2 原子力災害

第3章 他の都道府県における大規模災害への対応

1 県の役割

2 災害拠点病院・関係機関等の役割

第4章 平時の対応

1 県

2 市町村

3 医療機関

4 災害拠点病院

5 災害協力病院

6 災害拠点精神科病院

(4) 今後のスケジュール

令和6年12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施
～令和7年1月

3月 第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
計画の改定

<別添参考資料>

- ・参考資料1 「神奈川県災害時保健医療救護計画」改定素案

3 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定素案について

平成30年3月に改定した「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）について、令和6年7月2日に国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が全面改定されたことに伴い見直すこととし、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和6年9月 第1回神奈川県感染症対策協議会で計画改定を説明するとともに、改定骨子案を議論
計画改定に関する市町村説明会を開催
- 10月 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子案を報告
- 11月 第2回神奈川県感染症対策協議会で改定素案を議論
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村への意見照会

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて政府行動計画が全面改定されたことに伴い、県行動計画についても全面的な改定を行う。

イ 計画の性格

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定により、政府行動計画に基づき都道府県が作成する計画である。
- ・ 神奈川県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置などを示すとともに、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものである。

ウ 計画期間

政府行動計画が概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うと規定されていることから、県行動計画もそれに沿った対応を行う。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方

令和6年7月2日に全面改定された政府行動計画に基づいた上で、本県の新型コロナ対応の経験を反映するとともに、「神奈川県感染症予防計画」等関連する県計画と整合を図りながら改定する。

カ 計画改定のポイント

- ・ 対象とする疾患は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととする。
- ・ 対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充し、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させる。
- ・ 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。
- ・ 神奈川県感染症対策協議会等における専門家等からの助言を対策に反映する。

(3) 改定素案の概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第2章 行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 行動計画の作成

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

第3節 行動計画改定の目的

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフル等対策の目的及び実施に関する基本的な考え 等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

(1) 平時の備えの整理や拡充

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- (3) 基本的人権の尊重
- (4) 危機管理としての特措法の性格
- (5) 関係機関相互の連携協力の確保
- (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
- (7) 感染症危機下の災害対応
- (8) 記録の作成や保存

第5節 対策推進のための役割分担

- (1) 国の役割
- (2) 県、市町村の役割
- (3) 医療機関の役割
- (4) 指定(地方)公共機関の役割
- (5) 登録事業者
- (6) 一般の事業者
- (7) 個人

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 行動計画における対策項目等

- (1) 行動計画の主な対策項目
- (2) 対策項目ごとの基本理念と目標
- (3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 県がJ I H S等との連携により果たす役割

- (1) J I H S等とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価
- (2) 科学的知見の迅速な提供、対策の助言と分かりやすい情報提供・共有
- (3) 研究開発や臨床研究等への支援
- (4) 人材育成

第2節 行動計画等の実効性確保

- (1) E B P Mの考え方に基づく政策の推進
- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持
- (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し
- (5) 市町村行動計画等
- (6) 指定(地方)公共機関業務計画

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーベイランス
- 第4章 情報提供・共有、
リスクコミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

各章に次の項目を
記載

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

(4) 今後のスケジュール

令和6年12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施
～令和7年1月

3月 第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
計画の改定

<別添参考資料>

- ・参考資料2 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」改定素案

4 神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方検討について

神奈川県総合リハビリテーションセンターの今後の果たすべき役割や目指す姿について、患者や当事者の目線で再整理する必要があるため、「神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討会」を設置し、検討を開始したことから、その内容を報告する。

(1) 背景

神奈川県総合リハビリテーションセンターは、昭和48年の設立以降、医療と福祉の連携による、総合的かつ一貫したリハビリテーションの実施というコンセプトで運営している。一方、リハビリテーション医療や障害者医療、患者・利用者の地域移行など、取り巻く背景が変化してきていることから、より時代に即した医療・福祉のあり方について検討する必要がある。

(2) あり方検討会の設置

ア 目的

医療と福祉に関する知見を有する外部有識者等の意見を聴取し、神奈川県総合リハビリテーションセンターのあり方について検討を行い、県による検討の参考に資する。

イ 検討事項

- ・ 病院と福祉施設のあり方について
- ・ 医療と福祉の連携について
- ・ 人員・運営体制について

(3) 検討会の構成員

有識者等 13 人

氏名	分野	所属
久保 俊一 (会長)	リハビリテーション医療関係者	(一社)日本リハビリテーション医学教育推進機構 理事長
鈴木 紳一郎 (副会長)	地域医療関係者	(公社)神奈川県医師会 副会長
大川 貴志	福祉施設関係者	(福)同愛会 支援向上室
大塚 晃	福祉分野学識経験者	(一社)日本発達障害ネットワーク 副理事長
金子 寿	一般公募	公募委員

玉垣 努	リハビリテーション現場関係者	(大)神奈川県立保健福祉大学 教授
長野 広敬	地域支援関係者	(公社)神奈川県看護協会 会長
中村 丁次	地域支援関係者	(公社)日本栄養士会 代表理事 会長
野崎 秀次	医療分野学識経験者	(福)同愛会 精神科医療顧問
松原 由美	医療分野学識経験者	(学)早稲田大学人間科学学術院 教授
山本 哲哉	医療分野学識経験者	(大)横浜市立大学 主任教授
吉田 勝明	地域医療関係者	(公社)神奈川県病院協会 会長
渡部 京子	障害当事者	(福)夢 21 福祉会

(4) スケジュール

令和6年10月22日

第1回検討会開催

令和7年1月～令和8年3月

第2～10回検討会開催

令和8年3月

報告書とりまとめ

5 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標の策定について

県が、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）に指示する第四期中期目標について、その素案に対するパブリック・コメントを実施したので、その結果等を報告する。

(1) これまでの経過

- 令和6年5月 中期目標骨子案に係る神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見聴取
- 6月 第2回定例会厚生常任委員会に中期目標骨子案を報告
- 8月 中期目標素案に係る評価委員会の意見聴取
- 9月 中期目標素案に対するパブリック・コメントを実施（～10月）
- 10月 第3回定例会厚生常任委員会に中期目標素案を報告
中期目標案に係る評価委員会の意見聴取
- 11月 第3回定例会に中期目標の策定に係る議案を提出

(2) 概要

ア 中期目標の位置付け

- (ア) 地方独立行政法人法第25条に基づき設立団体の長が、議会の議決を経て、定めるもの。なお、中期目標の策定に当たっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴取することとなっている。
- (イ) 知事が病院機構に対し、達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を指示するもの。なお、病院機構はこの目標に基づき、目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を遂行する。

イ 中期目標の期間

令和7年度から令和11年度の5年間とする。

ウ 第四期中期目標の主なポイント

- (ア) 長期ビジョンを新たに位置付け
10年程度先を見据えた長期的視点に立った方向性として、「長期ビジョン」を位置付け。
- (イ) 第三期中期目標期間の課題への対応
- ・ こども医療センターの医療事故で指摘された課題への対応（患者・家族目線の医療、医療安全、ガバナンス）
 - ・ 医療需要の変化や働き方改革への対応
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた感染症対応
 - ・ 大規模災害への対応

- ・ 適切な設備の維持管理（院内感染対策の徹底等）
- ・ 病院機構の経営改善

(3) 中期目標素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和6年9月2日～令和6年10月1日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での印刷物による縦覧、医療関係団体への情報提供

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 5件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
長期ビジョン	—
a 策定趣旨	0件
b 本県の目指す医療提供体制と求められる県立病院の役割	0件
c 県立病院の目指す姿	0件
中期目標	—
a 策定に当たって	0件
b 中期目標の期間	0件
c 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	—
(a) 高度医療の提供	2件
(b) 災害・感染症医療提供体制の充実・強化	1件
(c) 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療	2件
(d) 各病院の主な機能と今後の方向性	0件
(e) 県の施策との連携・協働	0件
d 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0件
e 財務内容の改善に関する事項	0件
f その他業務運営に関する重要事項	0件
計	5件

オ 意見の反映状況

区 分	件数
a 中期目標案に反映しました。	1件
b ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます。	4件
c 今後の施策運営の参考とします。	0件
d 反映できません。	0件
e その他（感想・質問等）	0件
計	5件

カ 提出された意見

(ア) 中期目標案に反映した意見

- ・ 外国語による情報発信、外国語表記の充実、医療通訳の導入等、外国人も安心して県立病院を利用できるようにして欲しい。

(イ) 意見の趣旨が既に盛り込んである意見

- ・ 医療的ケア児の家族の負担、障がい児者が社会生活を営む上で多くの制限があるなど様々な課題があり、今後は医療と福祉が連携し、課題解決に向けて取り組まなければならない。
- ・ 病院機構内の連携だけでなく、地元の民間病院やクリニックとの連携も重要なので、しっかり連携を取って欲しい。
- ・ 感染症や災害時の対応において、県立病院と民間病院との連携が上手くいくよう役割分担をしつつ、密に連携を取りながら、県民の安心・安全に資するような体制を構築する必要がある。
- ・ 精神疾患のある患者でも高い水準の医療を受けられることは大事な要素なので、病院間での連携が必要である。

(4) 今後のスケジュール

令和6年12月 議決後、中期目標を病院機構へ指示

<別添参考資料>

- ・ 参考資料3 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標（案）

6 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期計画について

県は令和7年度を初年度とする「地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標」を策定し、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）に対して指示する予定であるが、これに伴い、今般、病院機構が当該目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の素案を作成したので報告する。

(1) 概要

ア 中期計画の位置付け

- (ア) 地方独立行政法人法第26条に基づき、知事から中期目標の指示を受けた病院機構が、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、知事の認可を受けるもの。
- (イ) 中期計画の認可に当たっては、あらかじめ神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会の意見を聴取するとともに、議会の議決を経ることとなっている。

イ 中期計画の期間

中期目標と同じく、令和7年度から令和11年度の5年間とする。

ウ 素案の主なポイント

- (ア) 第四期中期目標案で示された課題への対応
 - ・ 機能の多様化、病院間連携の強化
 - ・ 患者・家族目線の医療の提供、医療安全対策の推進
 - ・ 経営改善
 - ・ 施設管理及び感染管理の徹底
 - ・ 災害・感染症医療の提供
 - ・ 医療DXの推進
- (イ) 誰もが読みやすくなるよう、記載を簡素化し図表を挿入
- (ウ) 今後の大きな社会状況の変化に対応できるような計画の策定

(2) 第四期中期計画（素案）の概要（※下線部は素案の主なポイント）

ア 前文

イ 計画の期間

ウ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (ア) 高度医療の提供
 - a 機能の多様化と病院間連携の強化

(a) 機能の多様化

- ・ 高齢者に対する総合的な医療提供体制の構築
- ・ 高齢者の併存疾患や合併症への対応
- ・ 退院後の自立した生活のための支援等のシームレスな支援

(b) 病院間連携の強化

- ・ 病院機構内の病院及び他医療機関との連携
- ・ 画像診断、病理診断等の遠隔システムによる連携

b 人材の確保と育成

(a) 人材の確保

(b) 人材の育成

c 最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備

- ・ 医療データの統合を通じたデータの一元管理

d 臨床研究の推進

e 地域の医療機関等との機能分化・連携強化

(イ) 災害・感染症医療提供体制の充実・強化

a 災害医療の提供

- ・ 医薬品等の備蓄及び設備・建物の定期的な点検
- ・ B C P（事業継続計画）に基づく各種訓練及び必要に応じた見直しの実施

b 感染症医療の提供

- ・ 個人防護具の備蓄や研修・訓練の実施
- ・ 新興・再興感染症発生時における県との医療措置協定による迅速な対応

(ウ) 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療

a 患者・家族目線に立った医療の提供

(a) 患者の権利確保

- ・ インフォームド・コンセントに関する委員会の設置及び機能の拡充
- ・ セカンドオピニオンを含む患者の要望に一元的に対応する窓口の設置

(b) 患者・家族目線に立った支援

- ・ 患者・市民参画制度の導入計画の策定

(c) 医療の質の管理

b 患者サービスの充実と積極的な情報発信

- ・ 患者相談窓口等の分かりやすい情報提供

c 医療安全対策の推進

(a) 患者安全確保

- ・ 職員の患者安全教育の推進
- ・ 重大事故発生時の患者・家族への適時適切な説明及び寄り添った対応

(b) 院内の感染管理

- ・ 設備の適切な維持管理を通じたレジオネラ属菌等の細菌感染症の予防

d 第三者評価の活用

(エ) 各病院の主な機能と今後の取組

医療ニーズの変化に対応するため、病院の再編等を視野に入れた地域における病院の機能・役割の検討及び地域の医療機関との機能分化・連携強化

a 足柄上病院

- ・ 複数疾患が併存する患者への包括的な診断及び治療の実施
- ・ 生活機能障害に対するケア等の総合診療
- ・ 感染症医療、災害医療、回復期医療及び救急医療の充実・強化

b こども医療センター

- ・ 小児の心疾患や先天性異常等に対する手術や難治性疾患、希少疾患等に対する高度・専門医療の提供
- ・ 成人移行期外来における自立支援及び成人期の医療機関との連携
- ・ 外部調査委員会による提言の着実な履行

c 精神医療センター

- ・ 思春期医療、依存症医療、ストレスケア医療、医療観察法医療等の高度・専門医療の提供
- ・ 精神科救急・急性期医療の提供
- ・ 患者目線による人権に配慮した治療の実施

d がんセンター

- ・ 集学的ながん医療の質の向上
- ・ 遺伝子パネル検査と治療機会の提供
- ・ 重粒子線治療の認知度向上と受入れ患者数の増加
- ・ 他医療機関で対応困難な希少がん、原発不明がん及び多重がんの治療の実施
- ・ アピアランスケアや就労支援等の多様な相談への対応

e 循環器呼吸器病センター

- ・ 併存疾患への対応等総合的な医療の提供

- ・ 間質性肺炎等呼吸器分野の難病患者に対する多職種によるチーム医療の実施
- ・ 総合的な結核医療の実施

(オ) 県の施策との連携・協働

エ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(ア) 適正な業務の確保

a 内部統制の強化

- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上

b 重大事項等にかかる報告の徹底

- ・ 重大事項等の発生時における病院、機構本部、県及び関係機関との連携

c 適切な情報の管理

(イ) 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～

a 医療DXの推進体制の構築

- ・ 各病院への情報システム部門設置による横断的な医療情報活用体制の整備

b 医療DXの具体の推進内容

- ・ 情報機器を用いた院内の情報共有やアクセスの効率化
- ・ 遠隔システムによる共同診療及びオンライン診療体制の構築及び実施
- ・ 予約、問診、診療、会計及び処方等をオンライン上で処理するシステムを用いた患者待ち時間の短縮

(ウ) 収益の確保及び費用の節減

a 経営改善

- ・ 管理会計としての月次・四半期実績を用いた経営分析及び経営改善策の実施

b 収益の確保

- ・ 診療報酬請求のさらなる適正化
- ・ 支払方法の多様化を通じた未収金の発生防止

c 費用の節減

- ・ 業務効率化を見据えた人員体制の見直しや委託料の削減

オ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(ア) 経営基盤の確立について

- ・ 財務内容の改善による安定した経営基盤の確立

(イ) 運営費負担金等について

a 運営費負担金

(検討中)

b 長期借入金

- ・ 長期借入の際の中長期的な投資計画の策定及び計画的な整備

カ その他業務運営に関する重要事項

(ア) 人事に関する事項

- ・ 医師確保に係る県内外の連携協力体制の構築
- ・ 長時間労働の見直しと業務の効率化

(イ) 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討

- ・ 定期的な保守点検等、設備の適切な維持管理の実施

(ウ) 情報の公表・公開について

キ ロジックモデル

ク 各病院の病床数

(3) 今後のスケジュール

令和6年12月 第四期中期計画案に係る神奈川県地方独立行政法人
神奈川県立病院機構評価委員会の意見聴取

令和7年2月 第1回定例会に第四期中期計画の認可に係る議案を
提出

<別添参考資料>

- ・ 参考資料4 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期計画(素案)
- ・ 参考資料5 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標(案)
と第四期中期計画(素案)の比較について

7 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（第6次）改定素案について

令和4年3月に策定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」（以下「第5次指針」という。）の設定期間が満了するため、令和7年度を初年度とする改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

令和6年11月 神奈川県食の安全・安心審議会に諮問

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

第5次指針で推進してきた取組を基本としつつ、機能性表示食品等に係る健康被害の報告制度に対応した内容を盛り込み、更なる食品の安全性の確保と、県民の食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため改定する。

イ 指針の性格

「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ中期的な目標や方向性を示すものとして、学識経験者、関係団体、県民等で構成する「神奈川県食の安全・安心審議会」の意見を踏まえ、定めるものである。

ウ 設定期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

エ 改定のポイント

(ア) 設定期間の延長

第5次指針で示した施策の方向性は第2次指針から同一であり、必要な施策は整理されていること、指針に基づく取組の期間を長く確保することで、より効果的な検証ができると考えられることから、設定期間を3年から5年に変更する。

(イ) 新規取組

令和6年3月に発生した、いわゆる「紅麴サプリ」による健康被害事案を受けて、新たに義務化された機能性表示食品等に係る健康被害情報の速やかな提供について、営業者への指導を追加する。

(ウ) 重点的取組

インターネットやSNSの普及により様々な情報が溢れる中で、県が県民や食品関連事業者へ科学的知見に基づいた正しい情報を十分に提供することが益々重要であるため、リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）について、引き続き重点的に取り組む。

(3) 改定素案の構成

I これまでの県の取組

II 改定の趣旨

III 基本的事項

1 位置づけ

2 条例及び既存法令に基づく施策との関係

3 総合的かつ中期的な目標及び施策の方向

IV 施策の方向に沿った取組

[生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保]

〈生産段階〉

1 生産者等における自主管理の促進

2 生産者等に対する指導等の実施

3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究

4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止

〈製造・輸入・調理・販売段階〉

5 食品営業者等における自主管理の促進

6 食品営業者等に対する監視指導等の実施

7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究

8 食品表示の適正の確保の推進

[リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）]

9 情報の共有化の推進

10 関係者による意見交換の促進

V 施策の推進体制

1 庁内の連携体制

2 関係機関等との連携

3 神奈川県食の安全・安心審議会の役割

4 県民意見の反映

5 他の計画との関係

(4) 今後のスケジュール

令和6年12月 改定素案に対するパブリック・コメントを実施

～令和7年1月

2月 神奈川県食の安全・安心審議会から答申

3月 第1回定例会厚生常任委員会に改定案を報告

神奈川県食の安全・安心推進会議で決定

〈別添参考資料〉

- ・参考資料6 かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第6次)素案

8 「神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例」の一部改正について

水道法施行令の一部改正に伴い、神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例を改正するため、改正案の概要を報告する。

(1) これまでの経過

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年3月29日公布）による水道法施行令の一部改正により、小規模な施設における水道技術管理者の技術上の実務経験年数等の水道技術管理者の資格要件が見直された。

(2) 改正の概要

水道法施行令の一部改正を踏まえ、同施行令に準じて水道技術管理者の資格要件を定めている当該条例について改正を行う必要がある。

同施行令の見直し内容は、事業者へのアンケート結果も踏まえ国の有識者検討会で審議されたものであるため、当該条例にも反映させることとする。

ア 改正の内容

(ア) 履修科目・実務経験年数の見直し

大学の土木工学科（又はこれに相当する課程）における履修科目の規定を廃止するとともに、その場合に必要な実務経験年数を一律「3年以上」とする。

(イ) 実務経験年数が緩和される対象施設の見直し

学歴等の要件ごとに規定されている必要な技術上の実務経験年数を2分の1の期間とできる施設規模の要件を、給水量1,000m³/日以下から10,000m³/日以下に拡大する。

(3) 今後のスケジュール

令和7年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出

3月 改正条例の公布

4月 改正条例の施行